平成２７年（フ）第４０号
北海道小樽市稲穂３丁目11番１号　中央市場１棟319号室、前住所神奈川県藤沢市辻堂東海岸４丁目６番７号
債務者　佐賀　克彦
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第４３号
金沢市長町２丁目４番11号　昭和ハウス101号、従前の住所富山県南砺市宗守575番地６
債務者　塩田　正人
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第４７号
金沢市石引１丁目18番31号
債務者　土村　忠晴
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１３３号
金沢市伏見台１丁目14番18号　長永ビル201号室
債務者　大井　信子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１１号
石川県能美市三ツ屋町61番地１　ヴィラアバンセⅡ111号、従前の住所石川県加賀市松が丘１丁目30番地15
債務者　竹内　秀樹
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第９１号
長野県安曇野市穂高柏原1649番地７
債務者　新田　協秀
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２３７号
兵庫県芦屋市大東町14番16―112号
債務者　中島　　勉
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４９号
兵庫県尼崎市武庫町４丁目８番30号　野口文化203、前住所兵庫県尼崎市西昆陽２丁目31番32号
債務者　國重　恵子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７号
鳥取県境港市上道町234番地　松荘８号、前住所山口県熊毛郡上関町大字長島601番地５
債務者　田中　照久
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第５５号
鳥取県米子市尾高町76番地、前住所鳥取県米子市米原１丁目１番46－506号　青葉マンション
債務者　井上恵美子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第２０号
山口県下関市豊田町大字中村259―４－２号、住民票上の住所山口県下関市豊田町大字江良92番地、前住所大分県竹田市大字会々2363番地
債務者　石田　真未（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
愛媛県西条市丹原町石経872番地２、前住所岡山県岡山市南区福田43番地11
債務者　佐伯ヱミ子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１２３号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋975番地２、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1675番地15
債務者　横井　郁美
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２５号
宮崎市村角町北田82番地１　県営住宅103棟25号
債務者　大原　君代
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３０号
宮崎市大字浮田200番地59
債務者　髙橋　美樹
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５２号
鹿児島県鹿児島市平之町３番15号　メゾン平之109号
債務者　田口　信也
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係